

# 農村地域への産業の導入に関する 基本計画

令和5年2月

宮 崎 県

## 目 次

第 1 前 文	…… 1
第 2 農村地域への産業の導入の目標	…… 2
第 3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	…… 4
第 4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	…… 4
第 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	…… 5
第 6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	…… 6
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	…… 7
第 8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	…… 8
第 9 その他必要な事項	…… 8
1 環境の保全等	
2 農村地域の活力の維持増進への配慮	
3 過疎地域等への配慮	
4 農業団体等の参画	
5 関係部局間の十分な連携等	
6 企業への情報提供等	
7 遊休地解消に向けた取組	
8 撤退時のルールについて	
9 実施計画のフォローアップ体制の確保	
10 計画策定の留意事項	

## 第1 前 文

1 農業を取り巻く情勢については、国際化の進展や本格的な人口減少社会の到来により担い手の減少や高齢化といった環境の変化が進む中、生産力の低下、農林水産物の価格低迷等に加え、自由貿易の進展による国際・地域間競争の激化といった課題に直面している。しかしながら、本県の温暖多照な気候、平地から山間地に至る変化に富んだ優れた資源、地域の特色を生かした農業の展開を推進しており、県内総生産及び就業人口ともに全産業に占める一次産業の割合は全国に比べ高い状況にあり、農業産出額は全国6位の地位を確立している。

近年、農業経営の多角化を図る6次産業化の取組や、ICTを活用した次世代施設園芸の経営、家畜の飼養管理といった高度生産管理システムの導入等の産地構造改革に積極的に取り組むなど、農業の成長産業化を図っている。

2 一方、消費・販売の動向としては、食の外部化が一層進む中、豊富な農林水産資源等を最大限に活用した6次産業化や農商工連携などの高付加価値化の取組に加えて、飲食業や観光産業なども取り込みながら、さらに発展の裾野を広げつつ、より総合的・一元的にフードビジネスとして捉え、産業の垣根を越えた連携・融合や付加価値の向上に力を入れている。また、豊かな自然や低廉な物価、全国トップクラスの短い通勤時間など恵まれた住環境、高速情報通信インフラの整備、空港が市街地に近接する利点を生かして、ICT関連の集積も進んでおり、平成28年には東九州自動車道宮崎・北九州間の全線開通を契機に、北部九州地域の自動車関連産業との取引実績を伸ばしている。

さらには、医療関連機器産業の集積・振興を図っているほか、太陽電池やリチウムイオン電池等の環境・エネルギー関連産業も重点的に支援している。

3 近年、産業構造や就業意識の変化等によって、産業の新規・成長分野の拡大の動きや新卒者の県外流出、年齢・職種間の労働力需給のミスマッチなど、企業を取り巻く環境が変化しており、今後、これらの社会変化に対応した魅力ある雇用の場を確保するため、産業の導入と地場産業の振興を推進し、労働力の供給にみあった雇用機会の創出に努めることが重要な課題となっている。

4 このような背景のもとで、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の選択肢を用意することにより就業機会の一層の創出と所得の確保を図り、農業と導入される産業との均衡ある発展、雇用構造の高度化に資することを目的として、昭和46年度に基本計画を策定した。令和3年3月末現在、16市町に35の実施計画があり、132社が操業しており、地域の雇用の場として貢献してきた。

しかし、一部の地域においては、計画策定後5年以上経過しているにもかかわらず企業の立地がみられないところもあり、これらの地区については引き続き企業の立地に努めるとともに、計画の見直しも検討していく必要がある。

5 農村地域への産業の導入に関する基本的な方向は、持続可能な開発目標（SDGs）や「みどりの食料システム戦略」の理念に沿って、国際化・高齢化等諸情勢の変化に対応して地域社会との調和、適正な土地利用、公害の防止等環境の保全及び地場産業との機能分担等との調整に留意しながら、農業と導入産業の均衡ある発展を図ることとし、経済の安定的な成長と国際化の著しい進展の下での成長性と安定性のある産業の導入を促進して、地域の内発的、

主体的な開発の方向及び総合的な産業立地条件等地域の特性に即した業種及び規模の産業を計画的に適正配置するよう努めるものとする。

特に今後は、安定した就業機会の不足している地域にも重点を置きながら計画を推進し、また、農村地域の持つ居住空間としての機能や自然環境保全機能を尊重し、農村が地域の振興計画等と整合性のとれた魅力ある定住の場として形成されていくよう配慮する必要がある。

## 第2 農村地域への産業の導入の目標

1 農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

2 導入産業の業種については、以下の考え方に即しつつ市町村が定める実施計画において具体的に記載することとする。

### (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること。

就業機会の創出に当たっては、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

### (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること。

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮すること。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

### (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断すること。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意すること。

### (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること。

地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種を選定に当たっては配慮すること。

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのい

れもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、農業用施設における農業を導入業種の対象とすること。

### 3 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、旧宮崎市（平成 12 年 12 月 31 日における区域）を除く全域とする。この地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる事項に留意する。

#### (1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、県の国土利用計画及び土地利用基本計画担当部局、都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局等とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

#### (2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

#### (3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

#### (4) 自然環境の保全

産業導入に当たっては、環境保全に対する地域住民の意思を尊重して、公害の防止、文化財の保護及び自然環境の保全に留意するとともに、自然環境保全地域、自然公園の区域、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の生息地及び自生地、特異な地形又は地質を有する地域等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を行わない。

#### (5) 産業導入地区の縮小等

実施計画の変更に伴い産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合は、優良農用地の確保の観点から、当該土地がその形状等からみて農用地区域に含めることが相当と認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

### 4 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進

する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を十分踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、特に高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮するほか、地域へのU I J ターン希望者の就職についても宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター等を利用して積極的に対応していく。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- 1 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握する。

- 2 農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の就業を促進するに当たっては、中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び新規学卒者をはじめとする若年層及びU I J ターン等の移住希望者の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。

### 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- 1 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」（令和元年6月改訂）、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（令和3年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

- 2 この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態

にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。

- 3 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画(人・農地プラン)」の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないことが必要である。
- 4 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。

## 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- 1 やむを得ず産業導入地区に農用地等を含める場合は、次の調整方針に基づいて、産業導入地区の区域を設定することとする。
  - (1) 農用地区域外での開発を優先すること  
市町村の区域内に、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域又は用途地域、工場立地法(昭和34年法律第249号)の調査対象区域内の団地で、農林水産省と経済産業省との間で協議を了して工場又は事業場の立地に適当であるとされているものが存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。  
やむを得ず農用地区域内に産業導入地区を設定する場合には、基本方針及び基本計画を踏まえて、農業振興地域制度及び農地転用制度の担当部局と十分調整すること。
  - (2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること  
農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、
    - ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
    - ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。
  - (3) 面積規模が最小限であること  
産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。
  - (4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと  
土地改良事業等の農業投資が行われている農用地等は、本来優良な農用地として今後とも農業上の活用を図るべき地域である。  
しかしながら、導入を予定する企業の規模や業種の関係からやむを得ずその対象地区内

の農用地に産業導入地区を設定するときは、県の農政部局との十分な調整を行うものとする。

ただし、そのような場合であっても、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

#### (5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記(1)から(3)までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、このような農用地を把握することができるよう、県の農政部局と密接に調整を行うものとする。

また、重点実施区域が市町村において広域に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行うものとする。

2 市町村は、上記1に係る調整に当たっては、市町村及び市町村農業委員会において十分調整を行った上で、実施計画（案）の作成段階で県の担当部局と事前調整を行い、その協議結果を実施計画に反映するものとする。

また、市町村は、産業の導入に当たり当該区域が県の土木、都市計画、環境等に関連する手続が必要となる場合には、事前協議の段階で県の担当部局と事前に十分な調整を行い、その結果を実施計画に反映するものとする。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する

法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域のもつ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

## 1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

## 2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住及び地域間交流の促進に資するため、農村地域の住みよい生活環境づくり、地域社会づくりなど定住及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に特に重点を置き実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを十分に把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備及び文化の振興に努める。

# 第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

我が国は、少子高齢化・人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、若者や女性、高齢者などの労働力の確保が喫緊の課題となっている。

本県の中小企業においても、新規学卒者をはじめとする若年層や U I J ターン等の移住希望者、女性や高齢者など多様な人材を確保することが大きな課題となっている。

このような中、政府は「働き方改革」を実行するため様々な施策を展開することとしており、本県においても働きやすい職場環境を整備するため、労働時間の短縮、定年の延長、賃金水準の向上、安全衛生の対策の充実などの労働条件の向上を図ることも重要な課題となっている。

このような情勢に対応するために、安定した労使関係の確立を図り、雇用対策の推進と労働福祉の充実をめざした総合的な施策の展開を図っていくものとする。

## 1 労働力の需給の調整

県内労働力の需給の安定を図ることは、労働力の確保対策上極めて重要なことである。

まず、若年労働力の確保対策としては、導入した産業と若年層との相互理解を促進し、求人情報の積極的な提供を行い、福利厚生施設の充実や労働時間短縮等若者に魅力のある職場環境の整備を促進するとともに、地域全体の魅力づくりに努める。

また、女性の雇用促進のため、育児休業制度や介護休業制度の普及、保育制度の充実など育児や介護を支援する環境づくりを進める。

さらに、労働力を構成する主力が中高年齢層へ移行していることから、特に中高年齢者の労働力を生かす工夫が必要であり、公共職業安定所と連携し、職業紹介の充実強化を図る。また、特定求職者雇用開発助成金等を積極的に活用するとともに、人材開発支援助成金の活用により企業内外における職業能力開発を促進し、公共職業能力開発施設において職業能力開発を機動的に実施することにより中高年齢者の職場定着を図り、安心してゆとりのある生活を送れるよう努めるものとする。

## 2 農業従事者の導入産業への就業の円滑化

農業従事者の導入産業への就業の円滑化を図るため、農業から他産業へ転職する者に対しては、職業能力の開発向上を図るとともに、導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

また、農業従事者がその希望、能力に応じて導入される産業に円滑に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して求人情報を広域的に提供する職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談と導入企業への指導援助に努める。

労働福祉対策としては、各種福利厚生事業の実施を促進することにより、労働者の福祉の増進に努めるものとする。

## 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

### 1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じて、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

### 2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携のさらなる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法、宮崎県

環境基本条例等関係諸法令、宮崎県環境基本計画、宮崎県「2050ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト等に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。さらに、導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響の調査検討の補完等を行う。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する等地域の安全の確保に留意するものとする。

## 2 農村地域の活力の維持増進への配慮

本県の農村地域はその多くが人口の流出、高齢化の進行等による活力の低下がみられるため、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I Jターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業紹介等を総合的に進める。

## 3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は、過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいので、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

## 4 農業団体等の参画

実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

## 5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業とその導入地域との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。

## 6 企業への情報提供等

県及び市町村において、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、企業訪問等による広報活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び九州農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

## 7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、ホームページで紹介するなど当該土地の活用を図るものとする。

また、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、引き続き農地としての利用が続いている土地については、産業導入地区の区域を縮小し、農地として利用することを検討する。

## 8 撤退時のルールについて

立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は次項のフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、市町村は企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を行うよう努める。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進する。

## 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用に当たっては、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。具体的には、市町村は、実施計画に係る取組の進捗状況、目標達成状況等を以下のようにフォローアップするよう努める。

なお、県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップの体制の確保を図る。

- (1) 実施計画を策定又は変更した市町村は、実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。計画期間を長期に設定する場合には、5年を経過した後も継続的なフォローアップを行う。産業導入地区内に遊休地がある市町村は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。
- (2) フォローアップを行うときは、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策について確認を行うとともに、企業撤退時のルールづくり、フォローアップ体制等について確認を行う。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、市町村はその理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。見直しにおいては、産業導入地区の区域を縮小し、遊休地を農地として利用することも含めて検討する。

なお、目標の達成状況、検討結果等については、国及び県に共有する。

(3) 実施計画の策定後、市町村は、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。また、良好な立地条件、産業基盤、企業立地活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みがない場合、速やかに当該実施計画の廃止の手続きを行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地した場合、実施計画の変更を検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

## 10 計画策定の留意事項

(1) 既存の産業導入地区においては、未だに企業導入実績のない地区や一部未分譲となっている地区も見られる。

このような状況を踏まえ、新たな実施計画については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から産業の導入の必要性及び可能性を総合的に考慮し、良好な立地条件、産業基盤、企業立地活動の実施等産業の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定することとし、無秩序な計画とならないよう十分留意する。

(2) 既存の実施計画のうち、いまだ企業の立地がみられない産業導入地区については、より一層の企業立地の促進を図るとともに、必要に応じては、広域的な観点及び諸情勢の変化に対応した当該実施計画の見直しを行う。

この場合、計画の縮小・取り消し又は拡大をも踏まえた柔軟性を持たせるとともに、産業導入地区を取り消す場合は、周辺の土地利用、当該地区の土地の形質等に対応して取り消し後の土地が適切に利用されるよう配慮する。

(3) 農村地域への産業の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。